

明治諸陵寮設置の一考察

國學院大學講師

武田秀章

はじめに

明治二年七月八日、二官六省の太政官政府成立に伴つて太政官外に特立した神祇官に、まず諸陵寮（九月十七日）が、ついで宣教使（十月九日）が付属した。すなわち、明治神祇官は、その外觀上、令制の旧態をとりながらも、實質上は「更始ノ実」を具現、その新しい役割として、（一）天皇大孝（監諸陵）を制度化する諸陵寮（これに伴う神殿への皇靈鎮祭）、（二）また「国民教化（宣教）」を制度化する宣教使、この二つの新機構を伴うものだったのである。

とりわけ諸陵寮の付属は、文久修陵事業の達成とその人脈を、明治神祇官に導入する決定的措置にほかならなかつた。それは、明治神祇官の歴史的性格・實質的機能を決定付け、神祇官神殿への皇靈鎮祭の前提となると共に、神祇官自体の改革をも促してゆく機軸的要因として作用してゆくことになるのである。⁽¹⁾しかし明治諸陵寮の立ち入った検討は、藤井貞文氏の先駆的業績⁽²⁾を除いて、比較的等閑に付されてきたといえよう。

翻つて幕末史を顧みる時、そもそも神祇官再興自身、朝幕一体の国家プロジェクトたる文久修補事業の着手を承け

ることによつて、その再興が日程に上つた事情を看取することができる。文久二年、修陵事業着手前後の代表的な建白を見てみよう。⁽³⁾

(一) 六人部是香神祇官再興建白

太政官よりも一等上層ニ被立置候官ニ而……

既ニ今度山陵御修補被仰出候ニ付而ハ、右神祇官ノ儀は、天下万機ノ大政被為行候

(二) 渡辺資政神祇官再興建白

当四月以来、薩長土因之忠憲義膽之列侯、追々御上洛ニテ、攘夷之御計策被為遊候由、右ニ付テハ、反始報本之徳化ヲ敷施シ、天下之士氣ヲ可為致振起、今度戸田越前守殿ヨリ御代々様之山陵御修補之願出、官武共ニ公許ニ相成候由、此義越前守ヨリ被申立候様、熱ク天朝ヲ拝戴尊重被致候忠肝、致発露、寔以天下之士氣ヲ致振起候根本ヲ被為開、爾御尤至極難有盛挙ト奉感戴候、然ル処、神祇官ノ儀ハ、朝廷之御斎場所ニテ、常々八神殿ハ、玉体御安泰、國家靜謐之御祈祷不可有怠慢、……山陵之御修補被仰出候ニ付テハ、右神祇官之儀ハ、万機之御大政最第一之要務之御場所之義ニ候得ハ、……

(三) 原蔵人斎宮再興意見

然ニ此節於関東、戸田和三郎建白ニヨリ、山陵御修覆勅許之御事モ有之、マシテ斎宮之御儀ハ、御宗廟攘夷御祈之急務最第一ニ候……

(四) 津藩主藤堂高歛斎宮再興建白

然ル処、山陵御修補之儀モ被仰出候折柄、況シテ當節攘夷之儀格別叙慮被為在候ニ付、(斎宮)御再興ニ相成候ハ、大廟御尊崇之御儀被為叶……

これらはいずれも、山陵復興事業といふ国家プロジェクト発足を前代未聞の盛儀として讃え、これに続くべき課題

として、神祇官再興等の一連の古儀復興を位置付けるものといえよう。すなわち、神祇官再興の動きを促進したのは、実は、朝幕一体の国家事業たる文久修陵事業の着手そのものにほかななかつた。敢えて極言すれば、幕末朝儀復興史において、山陵復興・諸陵寮設置こそが事柄の本源であつて、神祇官再興は、これに伴う副産物的位置を占めるものに過ぎなかつた、ともいい得よう。翻つて考えれば、こうした初発の経緯こそが、その後の国家祭祀・国民教化の発展過程一諸陵寮と皇靈、宣教使が、神祇官制の枠を超え、それぞれ宮中祭祀形成・国民教化機構形成へと展開してゆくプロセスをも決定付けていったのではないだろうか。

本稿では、以上のような観点から、明治諸陵寮設置の経緯とその歴史的意義について、いささかの着眼点を示してゆきたい。

一、文久修陵に伴う諸陵寮再興

明治神祇官付属の諸陵寮は、いうまでもなく、元治元年二月、文久修陵事業に伴つて再興された諸陵寮の後身である。本章では、幕末の諸陵寮再興について若干瞥見しておきたい。元治元年、神武天皇陵竣工後、山陵奉行戸田忠至は、竣工した諸陵を管轄すべき官衙として諸陵寮の再興を建議⁽⁴⁾した。

神武天皇御陵御出来其外之御陵モ追々御出来可相成左候ヘハ諸陵寮御再建被為在候様奉存候左モ無之候テハ又々忽チ破壊荒蕪之憂不少御尊奉難相立今般厚キ思召ヲ以テ数千年之御荒廃御修補被為在候段乍恐海内無類之御儀実ニ先帝御追孝次ニハ下民ニ孝道御示シ之儀乍恐難有恐悦至極ニ奉存候（中略）聞諸陵寮御再建御評議之上被仰出候迄之處ハ神武天皇御陵御初其外御陵御普請出来候分其最寄能成者兩三人へ申付守護可為致且私方家來折々為見廻差遣シ都テ大切ニ仕置可申尤諸陵寮御再建御治定之上ハ頭允介等可被仰付儀ト奉存候此段奉窺候

この建議を承け、元治元年二月二十四日、諸陵寮の再興が宣下された。議奏・山陵御用掛の野宮定功は、当日の日記に次のように記している。⁽⁵⁾

元治元年

二月二十四日乙未快霽

詔書覆 奏之上卿師大納言^{俊克}辨

諸陵寮再興之事頃日内々御治定今日 詔書覆奏之便於陣被定仰

五月四日、神武天皇陵恒例奉幣治定奉告の四日前、諸陵寮各官人の任命があつた。これについて、山陵御用掛広橋胤保は、その日記に以下のように記している。⁽⁶⁾

四日

諸陵寮御再興之事去二月二十四日 宣下今日頭以下被補任諸陵寮

頭 修理大夫菅原量長朝臣

寮^(官人) 内舎人大和介平種案

伏見宮殿上人
(君江)

鈴鹿陸奥守勝文^{朝臣}
未第 二十五歲

中臣勝藝

史生 矢盛 平 教愛
大原家家来
四十八歲

大和守平種案^{徒弟}
平 長慧
二十八歲

右御用御内意武伝被申渡其後頭弁申渡寮（官人）從六位下國介、史生、正七位下、國目、可申願且官方催之事同下知了

五日

諸陵守戸之事昨日被 仰出今日戸田和州江申渡了

御陵守戸之事所載延喜式之山陵以陵戸為守戸如其員數可被定置之事

天智御陵如式守戸六烟之事

式之外諸山陵依諸陵式定每陵守戸五烟之事

ここで任命された諸陵寮の官人は、名目的律令官人の諸陵頭を除き、いざれも文久修陵事業の従事者たちであった。

すなわち山陵修補事業のブレーンとして、一貫して諸陵所在考証・修補様式立案に従事してきた谷森種松（兼務内舎人）はもとより、鈴鹿勝藝（吉田家家臣）、矢盛教愛（大原家家主）、大橋長憲（谷森従弟）らは、いざれも修陵事業に当初から「調方」ほかとして参画していたのである。⁽⁷⁾

この間、諸陵頭の任命を巡つては、朝廷内の根強い陵墓穢所意識から、その人選・任命は難航を余儀なくされました。下橋敬長は、この間の経緯を以下のように回顧している。⁽⁸⁾

諸陵寮は元治元年御再興となりまして、その諸陵頭を摂家諸大夫の内にて競望の儀を仰せ出されましたところ、自然、宣下に相成ります上は、恐れ多いことではあります、禁忌の官であるので、正月元旦より十五日まで、かつまた御神事の節には朝廷へ出入りを停止せられるので、差し支えが少なくないので、何人も競望する者がなく、皆お断りを申し上げたのでありました。よつて親王家の諸大夫へその競望を仰せ出されましたところ、これもまた同様にお断りを申し上げました。そこで二条殿トより御摂家へ御相談の上伏見宮附の殿上人若江修理太夫

は常に勤仕なき身分でありますから、修理太夫旧の如く、諸陵頭推任宣下の儀御治定に相成りまして、若江量長朝臣へ元治元年五月諸陵頭御推任宣下がありました。

これによれば、諸陵頭の「競望」が、まず撰家諸大夫へ、ついで親王諸大夫に沙汰されたが、諸陵寮が「禁忌の官」であるがゆえに競望者が無く、余儀なく伏見宮附の殿上人、若江修理太夫が推任されるに至つた事情が述べられている。朝廷内の根強い淨穢觀を示す挿話といえよう。こうした陵墓への禁忌意識は、別稿で指摘したように、明治元年の天皇山陵親謁問題を巡つて再燃⁽⁹⁾、一年に至つて此度は諸陵寮設置の際、その神祇官附属の可否をめぐつて、三たび蒸し返されることになる。

そもそも諸陵寮の本務は、「令制に『陵靈を祭り、喪葬凶礼諸陵及び陵戸の名籍等を掌る』」とあるように、諸陵奉幣（とりわけ十一月の荷前奉幣）と陵墓管轄・修補（とりわけ毎年二月の官人諸陵巡檢）の実施にあつた。諸陵寮再興後、忠至は同寮で行われるべき職務について、次のような伺書案を作成していいた。⁽¹⁰⁾

諸陵寮再興ニ付年中幣物十陵別貢御惣而國忌御祭り陵頭同官人荷前使參勤料並預り守戸給米且諸陵御修理料迄取調旧冬差上置候処御沙汰無之然ル処此節追々御普請御出来ニ相成候御場所必預り守戸無之候而著又如元御破壞ニも相成候ニ付當時御出来之御分^者何卒給米被下置候様仕度奉存候
預り守戸被仰付候様仕度奉存候

重タル御方
十陵別貢

寮頭參勤料

唐櫃料

右之通之御取行ひニ而可然哉と谷森大和之介其外者共相談仕奉伺候尚御賢考之上御差図可被下候已上

忠至は、古制に準じた十陵別貢の再興、奉幣使発遣のための参勤料交付、その際の長・守戸への給米交付を求めている。これに対しても山陵御用掛よりのものと思われる指示は、十陵別貢については「当時先ツ御見合ニ而可然哉」、山陵頭参勤料については「御見合ニ而可然哉尤畝傍山之節者下行可被下置候事」、陵官人参勤料についても「旧冬調差上候得共右同断之事」というものであつた。この段階において、山陵恒例奉幣儀は、元治元年定制となつた神武天皇祭を数えるのみだつたのである。

山陵奉幣と並ぶ諸陵寮のもうひとつ職務、陵臺管轄については、各陵ごとに長・守戸を任命してその守衛に当たらせることとなつた。次に長・守戸任用にかかる指令案を引用する。⁽¹¹⁾

國々 山陵御修補追々御出来ニ付兼々被仰出候古制之振ヲ以預り下司陵戸可被差置之廻此節柄陵田等被宛候
者差仕之筋も可有之ニ付陵戸^者不被差置守戸被差置候間

御陵毎ニ最寄土着之者ニ付守戸相当之人取調可申出旨戸田大和守へ可被相達候

但シ下司之義者當時御見合之事

曰預り守戸給米之義ハ別段貢獻拾五万俵之内ニ而被下候思召ニ付其段兼而可被相心得候

かくして長・守戸の任命は、文久修陵事業竣工を承け、慶応元年十二月十四日以降、山陵奉行戸田大和守邸で行われた。この任命にかかる記事を、『野宮定功公武御用記』同日条より引用する。⁽¹²⁾

(慶応元年十二月十四日条)

一 諸山陵取締並長守戸等奉行戸田大和守武辺打合之上一昨日ヨリ追々大和守邸江呼
出申渡有之……

一 昨日ヨリ召出申渡之次夫々賜之

丹山
波國

御陵御火葬所

取締 四人

三十八人
百六十六人

大和國

長 守戸 三四四人
百三十六人

長 守戸 三十四人
百三十六人

河内國

長 守戸 十七人
五十五人

和泉國

長 守戸 六人
十二人

攝津國

長 守戸 二人
七人

守戸

右取締長等

白銀三枚宛

百一人

守戸 三百六十六人

白銀二枚宛

合銀 千参拾五枚

かくして凡そ百一人に及ぶ取締・長、凡そ三百六十六人に及ぶ守戸が任用され、各陵墓の守衛に従事してゆく体制が発足するに至ったのである。この長・守戸による山陵守護体制は、基本的に、維新後においても引き継がれた。維新後における山陵管轄の実態を示すのが、明治二年二月、太政官より奈良府に示達された次の指令である。⁽¹³⁾

山陵奉行役名被差除御一新以後山陵總管萬里小路中納言副管兩人陵頭以下如旧 長守戸ノ儀ハ元ヨリ産業相勤長ハ國忌ノ節御證明守戸ハ御掃除相勤可申身分ノ儀ハ府藩県ヨリ支配可致候間山陵總管ヨリハ常々關係之儀無之、尤山陵破壊ノ節ハ長ヨリ府藩県へ相届右三ヶ所ヨリ 山陵總管へ案内イタシ山城国中ハ直ニ當繕司修補イタシ外國々ハ當繕司速ニ出張府藩県へ申談ノ上修補イタシ勿論古形不失様山陵掛ヘ承リ合候様可致候事
右之通被 仰出候間其旨可相心得モノ也

巳二月

奈良府

山陵ノ儀ニ付過日御伺ノ儀別紙ノ通御評決ニ候間相達候也

弁事

奈良府

御中

これによれば、御一新後、文久修陵事業以来の山陵奉行の役名が「差除」されたこと、かわって山陵總管（元年七月二十八日に会計官知事萬里小路博房を任命、副管は権弁事戸田忠至・刑部太輔秋元志朝）が任命されたこと、山陵

総管の業務は山陵損壊の節の修補のみに限られていたこと、平素の陵墓管理及び長守戸監督は府藩県の管轄とされたこと等の諸事実を窺うことができる。⁽¹⁴⁾

ここで注意すべきことは、旧制百官が存置されたことにより、維新政府発足以後も諸陵寮の官制が存続、陵頭以下の官人も、依然として「旧如」任用されていたことであろう。これと同様に、幕末任用の長・守戸も、維新後、府藩県管轄として再編成されつつ、なお継続して陵墓の守護に従事していたのである。

二、明治神祇官への諸陵付属構想

維新政府は、神武創業・天皇親政を標榜して出發した。すなわち、維新政府の成立は、神武創業の理念による天皇親政主義の誕生にほかならなかつた。

元年二月から三月にかけて、亀井茲監・大国隆正・福羽美静ら津和野派が、長州勢力の一画を担いつつ、神祇事務局に進出する。⁽¹⁵⁾ 津和野派は、天皇大孝の祖先祭祀形成・近世朝廷の諸禁忌打破を目指して、その活動を開始したのである。彼らは、以下の案文に見られる通り、当初から諸陵の神祇事務局管轄を求めていた。

(1) 先帝御代々御陵

右神祇局へ添受持被仰付候事

(2) 諸陵司祭典古典ニ基キ御改革被為在、神祇局へ附屬被仰付候事

維新政府が神武創業を標榜する以上、文久修陵で復興した歴代諸陵の所管実現は、神祇事務局の存立意義にかかわる重要な課題にはかならなかつた。こうした津和野派の構想は、二年段階に至つて、東京奠都・令制再興を前提とした、神祇官内への諸陵司設置（併せて宣教使も附属）プランとして結実するに至る。こうした構想を示す二つの資料を挙

げる。⁽¹⁷⁾

(二) 明治二年五月、神祇官伺

一、神祇官中二三司ヲ被設度候。

祭儀司 諸神祭儀式ヲ掌ル

陵祀司 帝陵及諸靈魂ノ祭祀ヲ掌ル

右二司神祇官へ被附候様有之度相考候事

巳五月 指令欠

(二) 『政体未定稿』(二年二月二十日)

神祇官

大副一人 與大臣同シ親王公卿諸侯ヲ以充之

少副二人

諸侯大夫士庶人ヲ以充之

大祐小 小史小

官掌

使部

直丁

謹テ考ルニ神祇官置伯猶太政官置太政大臣

至尊自事

神祇何用伯因不置伯

学校

小学校

諸陵司

諸議司 即位朝參冠昏喪祭等之事ヲ掌

右 教化ノ権ナリ

(二) の二年五月付神祇官伺は、神祇官内に祭儀司・陵祀司の二司を設けることを求めている。このプランは、諸陵行政・陵墓祭祀を、神祇行政・神祇祭祀と並ぶ神祇官の最重要の職掌と位置付けるものであつた。(二) の『政体未定稿』は、東京奠都を中途とした総合的な政体案であり、ここにおいて神祇官への諸陵司設置は、次期新国家体制構想の一環として明確に位置付けられるに至つていた。尚、『政体未定稿』が、神祇官を、太政官同様、長官を置かない「天皇親臨の機構」と規定している点も銘記されよう。神祇官・太政官を、天皇大権を具現する機関として位置づける発想は、やがて明治四年の祭政一致制度形成を推進する理念的的前提として作用してゆくことになる。

二年五月二十一日、五等官以上の官員に、翌二十二日、在京諸侯に「祭政一致天祖以来固有之皇道」が下問された。これより先四日、亀井茲監・福羽美静・元田直・長谷川昭道らが祭政一致御用掛に任命され、ありうべき祭政一致制度についての検討が進められていつたのである。⁽¹⁸⁾ 六月二十三日には、六官知事及び上局議員に対して、職員令による政府機構設置の可否が下問されるが、この下問において、「諸陵」は「僧尼」と共に式部卿の管轄とされていた。しかし、七月八日頒布された二官六省の職員令においては、「掌相祭典」「監宣教」と共に、「知諸陵」が、神祇伯の職掌として明記されるに至つたのである。⁽¹⁹⁾ かくて九月を迎え、神祇官は、兩度に亘り、諸陵を別局によつて管轄すべき旨を上申した。⁽²⁰⁾

(一)

山陵ノ儀当官管轄被仰出候處右様相成候上ハ譬へ 御神事中ニテモ至急ノ節參陵不致テハ不相叶儀モ可有之泉涌寺等穢ニ相定居候分甚難取計候間其職掌別ニ被立置候上ニテ當官ヨリ管轄致候様仰出度候如從前諸陵寮ニテモ又別ニ新号被定候上ニテモ不苦右様相成候上當官被接被仰出度候此旨御評議可給候也

巳九月七日

神祇官

弁官御中

(一)

山陵ノ儀山儀當官總管ニ被仰出候處職員打混候テハ清穢ノ別不相立議論沸騰可致ニ付山陵事務ハ別局ニ仕神祇事務ト混雜不相成候仕度就テハ職号御取定有之候様可然御評議可給候也

巳九月日欠

神祇官

弁官御中

ハコニ神祇官は、「清穢混淆」による「議論沸騰」を避けるため、「山陵事務」「神祇事務」を別機構として設けることを求めてい。この伺にいう「議論沸騰」の背景には、別稿で指摘したように、旧來の禁忌意識に拘束された公家・国学者勢力の根強い動向があつたものと推測される。例え矢野玄道は、清穢を峻別する立場から、諸陵寮の神祇官付属に対して執拗に異議申し立てを行つていたのである。⁽²¹⁾

一、萬事簡易ニ被為遊候は方今之御政体候得共神祇ト山陵トハ其趣意格別成事勿論ニ御座候處神祇官ハ隸シ諸陵寮ヲ被為置候ては御条理難立候事

諸陵寮の「別局」としての神祇官付属という型式は、一面においては、矢野玄道建白に代表されるような禁忌意識、すなわち神祇（清）と山陵（穢）と峻別すべきであるとする「議論」との調整の所産でもあつた。かくて太政官は、神祇官伺を承けて「神祇官管轄ニテ寮被置候人撰申出可然候事」と指令、九月十七日に至つて、諸陵寮を神祇官内に置く旨が布達され、併せて官員の官位相当も定められた。⁽²²⁾

今般神祇官中ニ諸陵寮被置候間為置候事

己巳九月

十一月十五日には忠至の伺を承け、京都に諸陵寮出張所が設置された。これより先、九月二十四日には宣教使(23)が太政官内に設置され、十月九日に至つて、神祇官の被官として付属するに至つたのである。

三、諸陵寮の官員構成

諸陵寮設置前後、その官員があいついで任命されてゆくが、その官員構成は、主として（一）文久修陵事業・旧制諸陵寮グループと、（二）水戸藩山陵学者グループの合体であつたといふことができる。

九月十四日、諸陵頭に任せられた戸田忠至は、いうまでもなく幕末山陵修補事業のリーダーにほかならない。孝明天皇の厚い信任のもと、終始一貫、文久修陵事業の采配を振るつたのは、いうまでもなく山陵奉行戸田忠至その人にほかならなかつた。二年九月十三日、諸陵助に任せられた谷森種松（善臣）は、近世山陵学の泰斗であり、文久修陵事業に調方として参画、終始忠至のブレーンとして活動した人物であつた。文久修陵事業完工に際しての朝廷の賞詞が「山陵御荒廢之儀深恐懼積年凝一心取調方行届是迄御未定之御場所分明ニ相成候儀畢竟同人誠忠之篤志候」と讃えられ如く、山陵の所在考証・修補様式考案は、谷森の考証・指導に全面的に負うものであつたのである。谷森は、維新政府発足以来、神祇事務局御用掛（元年正月十八日）、同局判事加勢（二月二十日）、大学中博士（二年七月）を歴任、余人の追随を許さない山陵学・考証学の大家として重きをなしていた。尚、三年二月七日、諸陵権大属に任せられた大橋長憲は、谷森の従弟に当たり、当初から兄に従つて文久修陵事業に従事していた。こうして、文久修陵事業を主導した戸田忠至・谷森善臣という二名のリーダーが、引き続き新制諸陵寮の寮務を主導してゆくことになつたのである。(24)

九月二五日、諸陵権允に任せられた大沢清臣（十一月三日允に昇進）は、大和の出身の郷士であり、はじめ香川景樹・伴林光平に国学を学び、安政四年上京、谷森に師事、傍ら壬生家雜掌として出仕、文久修陵発足に際しては、師に従つて同事業に参画していた。⁽²⁵⁾ 同様に、諸陵権允に任せられた砂川政教（二年十一月二二日任命）は、元京都町奉行組与力であり、安政三年以来、三条実萬、平塚利助（同じく京都町奉行与力）・中条良藏（奈良奉行与力）らと相携えて山陵会を組織すると共に、奉行所管内陵墓復興を期して『歴代廟陵考補遺』及び『歴代廟陵考補遺考案弁』を著していた。安政大獄に際しては、政治犯の嫌疑を受け一旦解職されるが、文久三年、再度与力に復職し、文久修陵にも参画、とりわけ泉涌寺陵墓普請に際しては、その見回役を勤めていた。⁽²⁶⁾ 慶応元年、修陵事業達成に当たり、砂川が、平塚・中条らと共に、朝廷から与えられた沙汰は次の通りであった。⁽²⁷⁾

右之者

山陵御荒廃之儀深恐懼探索方尽力候処今般諸陵御普請御成功ニ茂相成殊三人共積年篤實ニ 山陵之儀ニ付心配骨折候間為御賞格段之訳ヲ以テ白銀十枚宛被下候事

三年正月十七日、諸陵権頭に任せられた中条信禮は、幕府高家（侍従）にして『国学本義』⁽²⁸⁾ の著書を有する国学者である。安政三年一旦隠居していたが、文久二年十二月、再度高家として出仕、文久三年五月晦日には、二条城の肝煎に任せられるに至つていた。この間、朝幕の儀典に従事すると共に、山陵修補事業の運営にも関与するところがあつたものと推測される。⁽²⁹⁾

こうした修陵事業グループと並んで、諸陵寮に合流したのは、水戸藩で国典編纂に従事していた小山田与清門下の国学者の面々であつた。二年九月十五日、諸陵允に就任した西野宣明は（十一月二日諸陵援助に昇進）、江戸水戸藩邸和書編集所で『統扶桑拾葉集』『八州文藻』『明倫歌集』等の編纂に従事、藩主斉昭の信任を得て、その山陵復興構想のブレーンとしても活動していた。文久修陵着手に際しては、忠至に種々の資料提供を行い、事業推進を側面から

支援している。⁽³⁰⁾ 二年九月二十五日、諸陵允（大学中助教兼務。十月十二日、少宣教使兼務。十月大学免、諸陵允専任）に任せられた猿渡容盛も、武藏總社大国魂神社（六所宮）社家にして小山田与清門下の国学者であり、安政五年、徳川齊昭に、岳父の西野を介しつつ、両度にわたる神祇制度復興建白（陵墓復興も含む）を提出していた。⁽³¹⁾

そもそも水戸藩は、近世山陵復興運動の発祥地・策源地であり、文久修陵事業遂行の背景には、永年のノウハウの蓄積を誇る水戸藩の側面からの支援が存していた。東京における新国家体制発足・諸陵寮新設に際して、かねてからの盟友ともいべき、水戸派国学者がそこに参加したのは、極めて自然なことであつたといえよう。ここにおいて、谷森ら文久修陵グループは、水戸藩国学者グループと相携えつつ、幕末の修陵事業達成に続く課題、すなわち皇室祖先祭祀・皇靈祭祀整備充実を目指して、寮務を推進してゆくことになる。

四、近世山陵復興功労者への顕彰措置

かくして明治神祇官への諸陵寮附属直後、二年十二月に至つて、近世以来の山陵復興功労者への賞賜・贈位が実施される運びとなつた。それは、新国家体制における諸陵寮新設をもたらしたところの、近世の山陵復興運動の一連の功労者を、国家的に顕彰する意義を有するものであつたと考えることができる。

まず十二月十二日、太政官より戸田忠至に金員が与えられることとなつた。すなわち、山陵修補事業で累積した忠至の負債に資すべく、金七千両下賜の旨が沙汰されたのである。⁽³²⁾

戸田宮内大丞

先年來 山陵修當中奔走盡力失費不少依之金七千両下賜候事

巳 十二月十二日

この前々月、忠至は、文久修陵事業推進に伴つて、戸田家が畿内で抱え込んだ借財一覧を太政官に提出、その返済支援方を要請していた。⁽³³⁾

山陵御修補ニ付借財出来仕候始末口上控

山陵御修補ノ儀文久三年上京ノ節ヨリ七ヶ年ノ間忠至父子並家来百五十人余在京国々へ手分ケ仕職方ノ者共差添出張為候忠至モ右御造営中数ケ度國々出張仕村々難渋不相掛様厚ク手当仕家來職方ノ者共尋常ノ場ト違ヒ山林幽谷奔走仕候ニ付テハ夫々厚手当仕依テ右入用多分相掛リ候所宗家ノ儀ハ元來不如意ノ勝手向加之子年常野ノ戰爭其後減祿等ニ相成又旧幕府ノ嫌疑ヲ憚リ右六ヶ年ノ間一切回金無之且旧幕府ヨリ御普請金ハ相渡候ヘトモ右出張並在京中ノ入用ハ一切渡方無之又御普請金渡リ方後レ勝ニ付其時々他借ヲ以テ職方へ相渡シ右時借ノ利金等モ相重リ不得止追々借財仕候所何レモ有志ノ者共格別ニ出金吳候儀金ヲ以テ臣忠至年来ノ素願ヲ遂ケ 山陵盛大ニ御復古被為在候上ハ右義借ノ儀ニ付伴忠綱支配地收納ヲ以テ返弁仕度是マテ元利ノ内へ少々ツツ差入候ヘトモ當節残金別帳ノ通リニ御座候間……右返済ノ方へ金千両ツツ年々差向可申候間其余金二千七百両不足ノ分毎年十ヶ年ノ間拝借被仰付被下置候様奉懇願候尤十一ヶ年目ヨリ右拝借分ヘ年々千両ツツと納可仕候間格段ノ御懇惣ヲ以テ願之通り被 仰付被下置候様奉願候依之別帳借財調添奉願候誠障誠恐謹言

十月

戸田宮内大丞

弁官御中

この忠至伺に対する太政官の指令は、当初、大蔵省の不同意（十一月）もあり、「願之趣不被及沙汰候事」というものであった。しかしこの後、大納言正親町三条実愛の周旋もあり、十二月十二日至つて、特旨による賜金の旨が沙汰される運びとなつたのである。この措置は、維新政府下、文久修陵事業の遂行者に対して行われた始めての財政

措置であった。それは、維新政府内への諸陵寮設置・諸陵包括に際して、かねて山陵修補事業に尽瘁した忠至の功労を、国家的に公認・顕彰する意義をも有していたということができよう。

同じく十二月、草莽志士の先駆者、高山彦九郎と蒲生君平に対する顕彰措置が行われた。このうち蒲生君平に関していえば、太政官は、宇都宮藩知事戸田忠友に、次のごとく沙汰したのである。⁽³⁵⁾

宇都宮藩

別紙ノ通故蒲生君平へ御追賞被仰出候間於其藩旌表扶持等取計可申事

己巳十二月

太政官

草莽一介ノ身ヲ以綱紀ノ衰微ヲ概シ名文ノ素壊ヲ憤ス然モ時ノ不可ナル力ヲ著述ニ專ニシ以テ朝廷ヲ尊崇シ世教ヲ補裨ス其風ヲ聞テ興起スル者不少其氣節淳ク御追賞被為在依頼之里門ニ旌表シ子孫ヘ三人扶持下賜候事この沙汰を承け、宇都宮藩では、蒲生君平の生家及び墓所に、次の顕彰標を建立した。⁽³⁶⁾

勅

忠節蒲生君平里

旌　宇都宮藩知事戸田忠友奉行

勅

忠節蒲生君平墓

旌　宇都宮藩知事戸田忠友奉行

蒲生君平は、宇都宮の商家に生まれ、長じて水戸学の感化により故郷を出奔、畿内の諸陵を探訪・精査して『山陵志』を成稿、世に山陵荒廃の警鐘を乱打した人物であった。⁽³⁷⁾君平に対する顕彰措置は、宇都宮藩の修陵事業への顕彰

措置とあいまつて、同藩修陵事業の淵源をなした先駆者蒲生君平を、皇室「綱紀」回復の功労者として国家的に顕彰する意義を有していたものと思われる。さらに十二月二十日、太政官は、水戸知事王徳川昭武に對して、徳川光圀・齊昭に対する従一位追贈の榮典を沙汰した。⁽³⁸⁾

御沙汰書

其先贈位従一位中納言光圀兵革始息文教未明之時ニ方リ首ニ尊 王之大義ヲ唱ヘ君臣之名分ヲ正シ殊ニ心ヲ修
ニ盡シ以テ千古ノ廢典ヲ興ス其功績深ク 御追感被為遊依之贈位従一位 宣下候事

徳川従四位昭武

御沙汰書

祖父従二位大納言齊昭祖先光圀之遺旨繼キ專ラ心ヲ 皇室ニ存シ内ハ綱紀之衰頽ヲ憂ヒ外ハ辺備之怠弛ヲ思ヒ自
ラ奮テ國家ヲ維持セントス其忠志深ク 御追感被為遊依之贈位従一位 宣下候事

徳川従四位昭武

もとよりこの贈位は、光圀以来、水戸家が『天日本史』をはじめとする国史編纂事業により、王政復古の歴史思想・政治思想を培養・唱道した功績に対するものであることは論を俟たない。しかしそこには、水戸学の朝廷「綱紀」復興の重要な一翼として、とりわけ天保五年以来本格化した山陵復興に対する貢献顕彰の意味もまた、明確に織り込まれていたものと考えられる。⁽³⁹⁾ この榮典措置の取調に際して作成されたと推測される西野宣明の書上書（三年八月付）は、水戸齊昭の勤王事跡として、山陵復古・尊号復古の功労を挙げ、とりわけ神武天皇山陵修補に對しての水戸齊昭の貢献が特筆されていた。⁽⁴⁰⁾

一、山陵復古

神武陵再興之事直撰

山陵策三冊

進獻之文久三年亥三月上京

臣宣明奉之

一、天皇尊号復古

閔白殿下之奏進を以て建白臣宣明以、会沢安、藤田彪之風諭書伴信友松蔵等相與議之也

(後略)

巳八月

西野宣明

西野は、文久三年の修陵事業着手に際して上洛、齊昭の「山陵策」を、神武天皇陵修補のための基礎資料として忠至に提供していたのである。⁽⁴¹⁾ こうした水戸藩の朝權「綱紀」回復・山陵復古の功勞への顯彰措置と並んで、十一月十七日に実施された三条実萬への謚号追贈も、併せて重視されなければならないであろう。

故從一位贈右大臣藤原実萬憂綱紀之不振而國威之不宜奉事先朝盡忠猷慨然有匡濟之志至子実美以底有其謚実萬曰忠成

三条実萬は、孝明天皇の股肱の臣として朝權回復に尽力、天皇謚号復興をはじめとする総合的な朝政改革構想の一環として山陵復興を企図、水戸齊昭や山陵会の面々とも連携しつつ、幕府との粘り強い交渉を継続した人物でもあります。⁽⁴²⁾ この「綱紀」回復の功績の裡には、水戸に対するそれと同様、三条の山陵復興に対する先駆的貢献が含まれていることは、容易に推測されよう。

かくして、明治二年後半に至り、蒲生君平、徳川光圀・齊昭、三条実萬ら、近世初期から幕末に至る朝廷「綱紀」

回復・山陵復興功労者が、あいついで国家的に顕彰されるに至った。それは、國家「綱紀」の全面的回復たる太政官政府成立・諸陵寮設置を、近世以来の尊皇思想史・山陵復興史の帰結として定位、維新政府への諸陵寮附属に、明確な歴史的位置を与える措置であつたと考えることができよう。

おわりに

以上、明治神祇官における諸陵寮設置の意義について、いささかの着眼点を示してきた。そもそも近世の朝廷「綱紀」回復論・皇権回復論は、いずれも荒廃に帰していた山陵の復興構想を、その最重要の課題として位置付けてきた。維新の諸陵寮再興は、文久修陵事業の達成と人脈を直接に継承するのみならず、近世以来の「綱紀」回復史・山陵復興史の必然的帰結としての歴史的位置を有するものであった。

かくして神祇官諸陵寮付属に呼応して、神祇官神殿内に、八神・天神地祇と共に「皇靈」が鎮祭されるに至る。

「皇靈」は、端的に、諸陵寮管轄の神武天皇陵以下諸陵の「陵靈」を、一体のものとして合祀するものであった。皇靈・諸陵寮は、明治神祇官の「実質的機能」を根底から規制し、その全面的改革をも促す機軸的要因として作用してゆくことになる。実に皇靈こそは、皇祖と相並んで、天皇統治の正統性を賦与し続ける源泉であった。ここにおいて、神祇官に暫定的に鎮祭された皇靈を、改めて皇祖（神宮・賢所）との関わりにおいて再編成し、維新政府の国家構造の根幹に再定位してゆくプロセスが、大車輪で進展してゆくことになる。以上の経緯については、改めて別稿で検討してゆくこととしたい。

注

- (1) 拙著『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、平成八年)。
- (2) 藤井貞文「明治新政と山陵の措置」(『国史学』六)、外池昇「幕末・明治期の陵墓」(吉川弘文館、平成九年)、小林敏男「薩摩藩の神代三陵研究者と神代三陵の画定をめぐる歴史的背景について」(『鹿児島短期大学研究紀要』四七、一九九一年) 参照。
- (3) 『近世における神祇思想』(春秋社松柏館、昭和一九年) (一) 三〇五頁、(二) 三〇六頁、(三) 三〇九頁、(四) 三一〇頁。
- (4) 『孝明天皇紀』五、一〇一頁。
- (5) 『野宮定功公日記抜粹』(『山陵御修補関係書類』宮内庁書陵部所蔵)。
- (6) 『広橋亂保日記抜粹』(『山陵御修補関係書類』宮内庁書陵部所蔵)。
- (7) 戸原純一「幕末の修陵について」(『書陵部紀要』一六、昭和三九年)。
- (8) 下橋敬長述「幕末の宮廷」(平凡社東洋文庫、一九七九年) 三三七～八頁。
- (9) 拙著『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、平成八年)。
- (10) 原島陽一・松尾正人「岡谷文書—幕末・明治書翰類(二)」(『史料館紀要』二五号、平成六年)
- (11) 同前。
- (12) 『野宮定功公武御用記』(『山陵御修補関係書類』宮内庁書陵部所蔵)
- (13) 『公文錄』(明治二年奈良府伺(国立公文書館所蔵))。
- (14) 「明治天皇紀」一、七七七頁。ただし慶応四年二月二十三日、忠至は山陵修補奉行に再任されている(『明治天皇紀』一、六三三〔頁〕)。
- (15) 拙稿「近代天皇祭祀形成過程の一考察—明治初年の津和野派の活動を中心に」(井上順孝・阪本是丸篇『日本型政教関係の誕生』第一書房、昭和六十二〔年〕)。
- (16) 「勤斎公奉務要書残編」より抄出(宮内庁書陵部所蔵)。
- (17) (一) 『公文錄』(明治二年神祇官伺(国立公文書館所蔵))。
- (二) 『政体未定稿』(『大久保利通文書』(大久保利通文書) 国立国会図書館憲政史料室)。

- (18) 『嵯峨実愛日記』三、六三頁。
- (19) 「太政類典」第一編第十五卷（国立公文書館所蔵）。
- (20) 「公文錄」明治二年神祇官伺（国立公文書館所蔵）。
- (21) 『中御門家文書』下、一六五頁。
- (22) 「公文錄」明治二年神祇官伺（国立公文書館所蔵）。
- (23) 〔『明治天皇紀』一、一二〇二頁。〕
- (24) 谷森の活動については拙著「維新期天皇祭祀の研究」参照。谷森への賞詞は『大日本維新史料稿本』（東京大学史料編纂所所蔵）慶応元年十二月二十七日条より引用。尚、以下の任用の日付は『明治神祇官官員録』（学習院大学所蔵）に拠る。
- (25) 『大和人物誌』七三〇～一頁（奈良県庁、明治四二年）。
- (26) 川田貞夫「幕末御修陵事業と川路聖譲」（書陵部紀要）三一〇）。
- (27) 『野宮定功日記抜粋』（山陵御修補關係書類）宮内庁書陵部所蔵）。
- (28) 『国学本義』（國學院大學日本文化研究所所蔵・複写本）。
- (29) 小西四郎監修「江戸幕府幕臣事典」三、六七九頁（新人物往来社、一九九〇年）。
- (30) 『水戸市史（中）』一〇四四～一〇五〇頁、西野の諸陵寮在職中の活動については『松宇日記』（東京大学史料編纂所所蔵）参照。
- (31) 遠藤吉次「国学者猿渡容盛と二つの建言書」（府中市立郷土館紀要）九。尚、西宮・猿渡を含む幕末考証派国学者の人脈については阪本健一「明治維新と神道家・国学者」（明治神道史の研究）所収、国書刊行会、昭和五八年。
- (32) 〔『太政類典』第一編第三四卷（国立公文書館所蔵）、『明治天皇紀』一、二三三七頁。〕
- (33) 〔『公文錄』明治二年高徳藩伺（国立公文書館所蔵）。〕
- (34) 〔『嵯峨実愛日記』三、一七三・一七五・一七九頁。〕
- (35) 「太政類典」第一編第三四卷（国立公文書館所蔵）。
- (36) 同前。

(37) 雨宮義人『山陵の復古と蒲生秀実』（至文堂、昭和一九年）。

〔太政類典〕第一編第三三卷（国立公文書館所蔵）。

(38) 〔水戸藩史料〕別記上（吉川弘文館、昭和五五年）、一九三一～一八四頁。

(39) 金杉英五郎『山陵の復古と精忠』（日本医事週報社、大正一五年）、一〇三頁。

(40) 同前、一六八～一七六頁。

(41) 〔太政類典〕第一編第三三卷（国立公文書館所蔵）。

(42) 〔三条実萬手録〕一、四二四～四四四頁。

(43)